

答 申 情 第 1 5 0 号
令 和 5 年 1 月 2 5 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年6月21日付け行人人第31号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

議員対応表の公文書一部公開決定事案（諮問情第252号）

1 審査会の結論

処分庁が行った公文書一部公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、令和4年4月22日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、以下のとおり、公文書の公開を求めた（以下「本件請求」という。）。

① 令和3年11月市会の議第157号への付帯決議に関する、市会議員への説明を行う職員の分担表と説明の結果が書かれた文書

※ 和解が不成立になった後のものも含む

② いわゆる迦陵園懲戒処分に係る令和3年4月のけん責処分に関する、市会議員に対する議員対応メモとそれに類する文書

※ 全ての会派の市会議員が対象

(2) 本件請求に対し、処分庁は以下6件の公文書（以下「本件公文書ア」などと表記し、また6件の公文書をまとめて「本件公文書」という。）を特定したうえで、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和4年5月23日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

特定した公文書

ア 損害賠償請求訴訟の和解に係る議員対応表

イ 損害賠償請求訴訟の和解に係る議員対応表（弁護士協議後）

ウ 損害賠償請求訴訟の和解に係る議員対応表（弁論準備手続結果）

エ 損害賠償請求訴訟の和解に係る議員対応表（次回弁論準備手続（1月28日）への対応）

オ 損害賠償請求訴訟の和解に係る議員対応表（1月28日（金）～1月31日（月））

カ 【議員対応表】懲戒処分取消請求訴訟の判決結果を踏まえた職員の再処分について

公文書の一部の公開をしない理由

条例第7条第6号に該当

本市職員による市会議員への対応結果については、公開することにより、今後の監察業務に当たり、関係者の率直な意見を得ることが困難になる可能性があり、業務遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

(3) 審査請求人は、令和4年5月30日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第

2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件公文書は、令和3年11月市会の議第157号「訴訟上の和解について」に関する付帯決議に係る議員対応表（5件）及び本市職員へのけん責処分（和3年4月）に係る議員対応表（1件）であり、いずれも本市職員から市会議員への報告結果等を記載したものである。

処分庁は、本件公文書のうち「対応結果」欄及び「児童記録の返還請求経過についての報告」欄に記載している対応結果が分かる内容は、条例第7条第6号に該当するものとして、本件処分を行った。

条例第7条第6号の該当性は、以下に主張するとおりである。

- (2) 条例第7条第6号の該当性

本市では、本件に限らず多くの事務事業において、必要と考える範囲で本会議や委員会等に先立ち市会議員に事務事業に係る情報を提供（以下「議員対応」という。）することがある。これは、本市事務事業に対する市会議員の理解を深めることで、本会議等において充実した審議が行われることを目的としており、また、そこで得られる議員の率直な意見や問題提起等が、事務事業の円滑かつ適切な執行のために欠かせないものとなっている。

議員対応における市会議員の発言は、公開で行われる本会議等の議場でなされる公的意見とは異なり、慣例上、双方が対外的に公にならないとの認識及び信頼関係の下で述べられる所感であり、各市会議員に対して、当該発言内容を記録することの了解や、発言として記録した具体的な内容の確認等を求めているものではない。

本件処分において非公開とした対応結果についても、上述のような前提の下、市会議員が個別の事案に対して述べた率直な意見等を記載しているものであり、これを公にすると、本市と市会議員との信頼関係が損なわれ、双方の意見交換が消極化することが懸念される。その結果、処分庁が行う監察業務を含む多くの事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるものである。

したがって、対応結果については、発言の内容如何に関わらず、条例第7条第6号

に規定する非公開情報に該当すると判断し、非公開とした。

なお、本件公文書カは、「対応結果」欄と合わせて「児童記録の返還請求経過についての報告」欄も非公開としているが、当該欄には市議員に対して当該報告を行ったか否かに係る情報が記載されているものであり、そのような情報は「対応結果」欄と一体的なものであることから、「対応結果」欄と同様、条例第7条第6号に規定する非公開情報に該当し、非公開とすべきであると判断した。

(3) 結論

以上の理由から、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、「対応結果」欄等の箇所が非公開とされていることは不当と考える、と主張している。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、損害賠償請求訴訟及び懲戒処分取消請求訴訟に関して処分庁が行った議員対応の結果を取りまとめたもので、「所属会派」、「議員名」、「対応日」、「対応者」、「対応結果」及び「メール希望の有無」が記載されている。また、本件公文書カには、それらに加えて「児童記録の返還請求経過についての報告」が記載されている。

(2) 本件処分について

本件公文書のうち「対応結果」欄及び「児童記録の返還請求経過についての報告」欄が非公開とされている。

処分庁は、「対応結果」欄には市議員が公にされることを前提とせずに述べた率直な意見等が記載されており、これを公にすると、本市と市議員との信頼関係が損なわれることや、双方の意見交換が消極化することが懸念され、その結果、処分庁が行う監察業務を含む多くの事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるものであることなどから、発言の内容如何に関わらず、条例第7条第6号に規定する非公開情報に該当すると主張する。

また、「児童記録の返還請求経過についての報告」欄についても、市議員に対し

て当該報告を行ったか否かに係る情報が記載されているものであり、そのような情報は「対応結果」欄と一体的なものであることから、同様に非公開情報であると主張する。

一方、審査請求人は、「対応結果」欄等の箇所が非公開とされていることは不当と考える、と主張する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、本市等が行う事務事業の中には、監査、契約、調査、人事管理に係る事務など、当該事務又は事業の性質上、公開することによって、その目的が損なわれたり、公正かつ適切な執行が妨げられるものがあるため、これらに係る情報について、非公開とすることを定めたものである。

イ 本件公文書について

(ア) 当審査会が本件公文書を見分したところ、「対応結果」欄には、処分庁職員が行った議員対応に対し、各市会議員が述べた意見等が記載されていることが認められた。また、「児童記録の返還請求経過についての報告」欄には、各市会議員に対する当該報告の有無が記載されていることが認められた。

(イ) 処分庁の主張によると、議員対応は、本会議等に先立ち事前に市会議員に対し市の事務事業に係る情報を提供することで、当該事務に対する理解を深め、本会議等における審議の充実に資することを目的としており、慣例上、対外的に公にならないとの認識の下、市会議員が率直な意見を述べたり、問題提起等を行うものとのことである。

また、議員対応において得られる市会議員の率直な意見や問題提起等が、事務事業の円滑かつ適切な執行のために欠かせないものとなっているとのことである。

(ウ) 当審査会としても、市会の運営においては、市会議員が議案となる事務事業への正確な認識の下に質疑が行われることが重要であると考え。また、市会以外の様々な場面においても、市民を代表する立場にある市会議員と処分庁が率直な意見交換を行うことは、市政の適正な遂行において重要な位置付けとなるものと考え。そのような中で、処分庁における議員対応が(イ)のような慣例に基づき行われていることに鑑みると、当審査会としても、議員対応における市会議員の意見等を公開することについては、処分庁と市会議員の信頼関係が損なわれ、今後の意見交換が消極化する可能性は否定できず、またその結果、市会の運営など処分庁の多くの事務事業において、その適正な遂行に支障が生じるおそれがあると考え。

(エ) また、「児童記録の返還請求経過についての報告」欄については、各市会議員に対する当該報告の有無が記載されているところ、これは「対応結果」欄と一体

を成すものであると認められることから、(ウ)と同様の理由から公開することにより、今後処分庁が行う事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるものとする。

(オ) したがって、当審査会としては、「対応結果」欄及び「児童記録の返還請求経過についての報告」欄については、条例第7条第6号に規定する非公開情報に該当すると判断する。

(4) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和4年 6月21日 諮問

7月21日 諮問庁からの弁明書の提出

12月21日 審議（令和4年度第7回会議）

令和5年 1月25日 審議（令和4年度第8回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

※ 当審査会は、諮問庁の職員による審査会での口頭理由説明を行わなくても十分な審議が可能であると判断し、実施しなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）